

年 月 日

様

対 象 物 名

防 火 管 理 者 名

避難訓練実施計画書の提出について

消防計画に基づく避難訓練を実施いたしますので、消防法施行規則第3条第11項に基づき通知します。

1. 実施期日時間	年 月 日 (曜日)	時 分
2. 訓練種別	火災・地震・その他	参集予定人員 名
3. 訓練内容	通報 ・ 消火 ・ 避難誘導 ・ 救護	
4. 発生場所		
5. 避難経路図		
6. 各担当割	通 報	
	消 火	
	誘 導	
7 消防署員派遣の有無	(必要あり ・ 必要なし)	

避難訓練実施要領

避難及び避難誘導	・ 避難の開始 ① 非常ベルが鳴ったら避難に備え避難準備態勢をとる。 ② 大声で皆に知らせる。 ③ 責任者はリーダーシップを発揮して的確に避難行動を指示する。 ④ 必要に応じて、タオル・マスク等を使用する。 ⑤ いたずらに騒ぎ立て、無秩序な行動にならないようにする。 ⑥ 地震発生ときは、必ず係員が必要な指示を行う。	・ 避難の方法 ① 各階の避難誘導班の責任者は、当該場所における最適避難方法を決定する。 ② 避難秩序は、 (1) 横方向への避難 (避難橋、連絡通路などの利用) (2) 下方向への避難 (屋外階段、屋内階段等の利用) (3) 上方向への避難 (屋上、屋上避難広場の利用) とする。 ③ 避難器具は最終的な方法とする。 ④ 避難場所は予め定められた場所とする。	・ 指揮班の避難誘導及び指揮 ① 火災の全体状況の把握に努める。 ② 機会を失せず非常放送等により火災状況を説明するとともに、避難方向を指示する。 ③ 消防隊との密接な連絡を保つこととする。 ④ 要救助者の有無の確認をする。
通報連絡	消火活動	消防隊誘導	
① 非常ベルを鳴らす。 ② 119番に通報する。 ③ 通報の内容は「火事です。〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇です。近くに〇〇があります。大きく燃えています(少し煙が出ています)」等とする。	① 大声で皆に知らせる。 ② 叩き消し、水バケツ、砂等を使用する。 ③ 消火器を使用する。 ④ 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。 ⑤ 火を見てもあわてず落ち着いて行動する。	① 消防車両を誘導する。 ② 消防隊員を誘導する。 ③ 消防隊員に出火場所、危険物品の存否、避難状況、その他消火活動上必要な情報を伝える。	
避難・通報・消火訓練計画	・ 消防訓練の内容は次のとおりとする。 ① 消火器訓練(消火器による模擬火災の消火をする) ② 水バケツ、水道ホースによる消火訓練(手近かな水を利用する訓練を行う。) ③ 通報訓練(社(店)内の電話、その他による119番通報への通報訓練を行う。) ④ 避難訓練(避難器具の使用、非常ベルの使用、各室から扉、窓を閉鎖しての避難訓練を行う。) ⑤ 総合消防訓練(消防隊と協力して訓練を行う。)		
		・ 初期消火活動 ① 消火器を使用する。(使用は天井までとし、いつまでも消火器に執着しない。) ② 消火器使用と同時に屋内消火栓の放水体勢をとり早期に使用する。 操作順序は「起動ボタンを押す」、「ホース延長」、「ノズルを火点にむける」、「バルブを開ける」とする。 ③ ホースのねじれ、折り曲げに注意する。	